

公共工事の入札契約における企業評価 の変遷と今後のあり方に関する考察

(財)ダム水源地環境整備センター 木下誠也*¹

国土交通省 佐藤直良*²

(財)日本建設情報総合センター 松本直也*³

(財)国土技術研究センター 芦田義則*⁴

国土交通省 沢田道彦*⁵

By Seiya KINOSHITA, Naoyoshi SATO,

Naoya MATSUMOTO, Yoshinori ASHIDA

Michihiko SAWADA

公共工事の入札契約における企業評価のプロセスとしては、建設業許可に始まり、経営事項審査や各発注者による2年ごとの競争参加資格の審査、さらには工事ごとの競争参加資格の確認、そして総合評価方式における技術審査がある。企業評価のプロセスの中で実施される個々の評価方式は、それぞれが導入された時代や社会の要請が異なったものであり、これらが順次追加、個々に改定を繰り返し、現在のプロセス全体ができあがっていると理解される。

指名競争から総合評価方式を用いる一般競争入札への転換が進んだ現在においては、これらの評価方式には見直すべき点が多い。今後の入札契約制度のあり方を考えるためには、これまでほとんど顧みられることがなかった個々の評価方式の歴史的変遷をその時代背景とともに分析し、将来の社会の要請にあった全体システムを構築することを目指す必要がある。

本研究においては、建設業許可から各発注者による競争参加資格の審査に力点を置いて、企業評価の変遷を考察し、現状の問題点を分析し、今後見直すべき方向性を論じる。

【キーワード】入札契約制度、企業評価、建設業許可、等級制

1. はじめに

建設業は、建設業法により28業種に分類され、業種別に許可される。また、公共工事の適正な施工と建設業者の能力に応じた受注を確保するために客観的な事項を評価する仕組みとして経営事項審査がある。さらに、国土交通省等の公共工事発注者においては、主観的な事項として企業の工事实績等の技術力を評価した技術評価点数と客観的な事項を算定した経

営事項評価点数を加えて総合点数として、この数字の大小によって企業を工種別にA, B, C等の等級に分類して、工事ごとの入札参加資格として用いている。

企業評価のプロセスの中で実施される個々の評価方式は、それぞれが導入された時代や社会の要請が異なったものであり、これらが順次追加、個々に改定を繰り返し、現在のプロセス全体ができあがって

*1 (財)ダム水源地環境整備センター 審議役

*2 国土交通省 河川局長

*3 (財)日本建設情報総合センター 審議役

*4 (財)国土技術研究センター 審議役

*5 国土交通省近畿地方整備局 技術開発調整官

03-3263-9921 (代)

03-5253-8111 (代)

03-3505-2981 (代)

03-4519-5005 (代)

06-6942-1141 (代)

いると理解される。

従来、入札契約方式は指名競争入札が中心であったが、現在は総合評価方式を用いる一般競争入札へと転換が進んでいる。現在の企業評価方式は、指名競争を前提に整備されてきた仕組みであるため、今となっては見直すべき点が多い。また、工事实績等のデータベース化が進み、工事ごとの競争参加資格の確認が容易になってきているので、従来よりも詳細な工事实績データを用いて企業を評価することが可能となってきた。

今後の入札契約制度のあり方を考えるためには、これまでほとんど顧みられることがなかった個々の評価方式の歴史的変遷をその時代背景とともに分析し、将来の社会の要請にあった全体システムを構築することが極めて重要である。本研究は、建設業許可や発注者による等級区分などの企業評価方式が整備された経緯を調査し、これまでの問題点を分析し、それを踏まえて、今後の企業評価のあり方を論じるものである。

2. 建設業法と企業評価の変遷

(1) 建設業法の制定と入札合理化

建設業法は、1949（昭和 24）年 5 月に公布され、8 月に施行された。建設業法の目的は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することとした。^{1)P. 468} 適用範囲は、建設工事の完成を請け負うことを営業とする者としたが、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者、及び工作物の主体をなさず、かつ比較的重要性の薄い一定の工事（板金工事、とび工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、タイル工事、壁紙工事、機械器具設置工事及び熱絶縁工事）のみを請け負うことを営業とする者は適用外とした。^{2)P. 4~7}

建設業を営もうとする者は、建設大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないこととした。建設業者の登録は 1950（昭和 25）年 1 月現在、大臣登録が 1,569 社、知事登録が 31,570 社の総数 33,139 社であった。^{1)P. 430, 3)P. 109}

建設業法は、1951（昭和 26）年と 1953（昭和 28）年に中央建設業審議会の答申を受けて改正された。1953（昭和 28）年の改正では、建設業法の適用範囲を拡大し、板金、蔦、ガラス、塗装、タイル、機械

器具設置、熱絶縁の各工事業者についても登録させることとした。^{1)P. 470, 2)P. 7~8, 3)P. 110}

建設業法に基づき設置された中央建設業審議会は、1950（昭和 25）年に建設工事標準請負契約約款や入札制度合理化対策を答申した。入札制度の合理化対策では、「激烈な競争からくる弊害を除去し、工事能力に応じて入札に参加させ、不完全工事や工事の投げ出しを防止する」ことを狙いとして、①あらかじめ建設業者に関して客観的事項に基づきその資格を審査し、入札参加に対する格付け（総合業者 5 等級、専門業者 4 等級）を行うこと、②入札方法は制限付一般競争入札と指名競争入札を採用し、予定価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札者として、③工事請負保証に関する保険制度を確立すること——などを答申した。^{3)P. 111~112}

具体的に示されたのは、資格審査や等級区分で、発注の標準となる請負工事金額に従って、総合建設業者は A~E の 5 等級、専門業者は A~D の 4 等級に分け、工事施工能力による査定で資格を審査することになっていた。審査基準は客観的要素と主観的要素に分かれ、前者では、自己資本、工事種別年間施工高、同職員数、同保有機械、資本負債率、流動比率、税金、営業年数、完成工事に対する一人当たり稼ぎ高が、後者では、工事経歴及び工事成績、信用度などがあげられていた。^{4)P. 166, 5)P. 7~8, 6)P. 203~204}

当時の入札制度を運用面でみると、一般官庁では会計法上の原則にもかかわらず、指名競争入札が用いられていた。戦時中にはほとんど随意契約となっていた公共工事は、1947（昭和 22）年頃から占領軍が発注する工事も含めて指名入札が広く用いられるようになった。戦前に土木請負の中心分野で随意契約が主流であった鉄道については、GHQ の指示により一般競争入札に変わった。1950（昭和 25）年度の調査では、官公庁工事 27,534 件中、一般競争入札はわずか 3.7%、指名競争 55.7%、随意契約 40.6% とのことである。^{6)P. 209}

1950（昭和 25）年 9 月の中央建設業審議会で決定した「入札合理化対策」を受けて、1953（昭和 28）年 1 月、当時の建設省から各地方建設局に対し、入札合理化対策の一環として「工事請負業者選定要領」を 4 月から実施するという通達が出されたが、業界から大きな反対運動が広がった。業者選定要領

とは、指名業者を選ぶために個々の業者に等級をつけるもととなる点数制を定めるものであった。^{4)P. 187~188}

全国建設業協会は、全国各ブロックからの代表者から構成される特別委員会を設置し、問題の研究を進めた。点数制の計算の基礎となる客観的査定要素の選び方や、各要素間の比重をどのようにしても点数によって業者の施工能力を正しく測定することは困難であり、出された点数には多くの矛盾が含まれざるをえなかった。建設省は、地方建設局に対し一旦通達を出したものの、新年度から実施するという措置は避け、選定要領の実施延期を通達した。

特別委員会での検討をもとにまとまった全国建設業協会の案は、点数制偏重をできるだけ避け、査定要素は工事实績に重点をおき、等級を 4 等級に区分するというものであり、既往の工事实績の上限金額までの工事には参加しうるように格付けするよう要望した。^{4)P. 188~191}

1954 (昭和 29) 年 1 月に明らかにされた建設省の実施要領では、全国建設業協会が要望した 4 等級は入れられず、5 等級となったが、金額面では業界の要望を考慮し、A (工事金額制限なし)、B (同 1 億円まで)、C (同 3000 万円まで)、D (同 1000 万円まで)、E (同 500 万円まで) とし、2 月 1 日から実施された。^{3)P. 112, 4)P. 191}

(2) 建設業の許可制への移行と経営事項審査制度

建設業者の登録制から許可制へ移行するまでの二十余年間、「業者数抑制」という観点で、登録制改善の論議が絶えなかった。業者選定要領の問題から派生して、1954 (昭和 29) 年 1 月に開かれた中央建設業審議会に登録制度の改善が取り上げられたが、その論議の中で、専門業者代表が許認可制への移行に賛成したのに対し、総合業者代表は慎重論を唱えた。^{4)P. 208}1956 (昭和 31) 年の建設業法改正では、請負契約の紛争処理に関する改正がなされた。^{2)P. 9}1960 (昭和 35) 年の改正では技術者の資格要件の強化がなされた。

登録制度改善運動が多く曲折をたどって許可制に改める方向へ動いたのは、1956 (昭和 31) 年からであるが、1961 (昭和 36) 年、第 40 回通常国会に提出され 5 月に可決成立した建設業法の改正は、許可制度への移行ではなく、登録要件の強化に止まるも

のであった。^{2)P. 9~10, 4)P. 222~224, 5)P. 7~8}

1961 (昭和 36) 年の建設業法改正では、総合工事業者制度が新設されたほか、1950 (昭和 25) 年に始まった「工事施工能力」が「経営に関する客観的事項の審査」として制度化され、公共工事の入札制度の合理化にともなって、建設工事の適正な施工と建設業者の能力に応じた受注を確保するために、経営に関して客観的事項を統一かつ客観的な基準で建設大臣又は都道府県知事が審査する制度が新たに設けられた。^{2)P. 9~10, 4)P. 224}

昭和 40 年代を迎え、建設業法は制定以来十数年を経て、社会情勢の変化や経済活動の発展にそぐわない面が多くなっていたので、大幅に改正すべきという機運が盛り上がってきた。中央建設業審議会の法制小委員会の起草小委員会が 1967 (昭和 42) 年 6 月にまとめた改正試案では、下請保護を強く打ち出す一方、元請の管理責任を明確化し、そこに重点をおいた許可制度を盛り込んだものであった。1968 (昭和 43) 年 1 月、中央建設業審議会は、元請契約関係適正化のために講ずる必要のある諸対策案と、建設業法改正試案大要案、同大要案に対する付帯意見の三案をとりまとめた。これを基に作成された建設業法改正案は、1969 (昭和 44) 年 4 月に第 61 回通常国会に提出され審議未了で廃案となった。さらに紆余曲折を経て、第 65 回通常国会において、1971 (昭和 46) 年 3 月ようやく可決成立した。^{2)P. 10~12, 4)P. 229~236}

1972 (昭和 47) 年 4 月より改正建設業法が施行され、業者登録が許可制に移行した。改正された建設業法は、許可制度の採用 (一般建設業及び特定建設業)、請負契約の適正化、下請負人の保護に関する規定の新設などが中心となっていたが、特に建設業者の許可制度採用は業界、なかでも中小企業に動揺を与えた。建設業法改正に伴い駆け込み登録が殺到し、業者数は 3 月には大臣・知事登録あわせて 294,844 社となり、対前年比で 53% 増となったことにみられるように、1971、1972 (昭和 46, 47) 年の建設業者 (特に知事登録業者) の激増ぶりが、この間の事情を物語っている。^{3) P. 284}

従来の登録制度では、一定要件さえ満たせば建設業を営むことができたため、業者数が増加し、結果として過当競争を招いた。また、技術力、信用力に乏しい者の新規参入をも許すことになったことから、

適正な建設工事を維持することが難しくなってきた。そこで、建設業を営むための要件を厳しくすることによって、こうした問題を解決することとした。

このため、建設業法の別表に掲げる建設工事の種類を改めて、許可に当たって建設工事の種類に対応する建設業の業種ごとに行う「業種別許可制度」を採用し、また許可基準を定め、欠格要件を強化した。具体的には、建設業の許可を一般建設業許可と特定建設業許可に区分した上で、次に示す土木一式及び建築一式など 28 業種に分類した。その上で、それぞれの業種別に許可することとし、許可を受けた業種に属する工種の工事以外は、原則として施工できないこととした。^{3)P.286} 建設業法における業種区分の推移は表-1の通りである。

1973（昭和 48）年に始まった第 1 次オイルショックとその後の総需要抑制策の下で経営が不安定となっていた建設業に対し建設業振興の一定の方向性を示すため、中央建設業審議会は 1977（昭和 52）年 7 月、「建設業振興の基本方策」を答申した。この答申において、改善すべきものとして、経営事項審査項目等の企業評価制度のあり方が指摘された。^{3)P.342~343} これを受けて、より客観的な企業評価制度へと改善を図るため、1978（昭和 53）年 10 月から中央建設業審議会において同制度の検討が開始された。

中央建設業審議会における審議にあたって、建設省が打ち出した基本的改善方向は、①現行の格付けが、全建設業者を同一基準によって評価している点を改め、建設業の機能を総合と専門の二つに分けて、それぞれの機能に必要な条件を設定し、点数を付与する。②批判の多い完成工事高（完工高）中心の評価方式を時代にマッチした方法、例えば労働福祉面を客観的事項に組み入れるなど、現行の点数配分を変える。③低成長時代に即応して、過剰設備・人員の整理などの経営施策をとると点数が下がってしまうといった企業努力と矛盾する点を改める——などであった。^{3)P.345}

約 1 年にわたる審議の結果、1979（昭和 54）年 11 月に中央建設業審議会から新たな経営事項審査制度に関する実施勧告が出されたが、その内容は、①工事種類別の年間完工高は 600 億円以上（旧 300 億円）を最高位に、1000 万円未満（旧 100 万円）を最低位に 40 区分（旧 26 区分）とする。②職員の数

表-1 建設業法における業種分類の推移

昭和 24 年建設業法	昭和 36 年改正	昭和 46 年改正
	土木一式	土木一式
	建築一式	建築一式
大工（建具取付を除く）	大工（建具取付を除く）	大工
左官	左官	左官
土工	土工	とび・土工・コンクリート
石（石碑、庭石工事を除く）	石（石碑、庭石工事を除く）	石
屋根（板金屋根を含む）	屋根（板金屋根を含む）	屋根
電気配線	電気配線（電気通信を除く）	電気
管（さく井を含む）	管（さく井を含む）	管
れんが	れんが（ブロックを除く）	タイル・れんが・ブロック
鉄骨	鉄骨	鋼構造物
鉄筋	鉄筋	鉄筋
ほ装	ほ装	ほ装
コンクリート	コンクリート	
しゅんせつ	しゅんせつ	しゅんせつ
板金	板金	板金
とび	とび	
ガラス	ガラス	ガラス
塗装	塗装	塗装
防水	防水	防水
タイル	タイル	
壁紙	壁紙	内装仕上
機械器具設置（金属製建具取付等を含む）	機械器具設置（金属製建具取付等を含む）	機械器具設置
熱絶縁	熱絶縁	熱絶縁
	電気通信	電気通信
	ブロック	
		造園
		さく井
		建具
		水道施設
		消防施設
		清掃施設
22 業種	26 業種	28 業種

技術職員とそれ以外の職員に分け、2 対 1 の割合で評価する。③経営規模及び経営比率等の評価区分は 5 段階（旧 3 段階）とする。④営業年数（旧営業開始時点）は建設業許可及び登録を受けた年から起算する。⑤主観的事項は現行通りとする。——というものであり、完工高区分及び評価区分が細分化された。

3)P. 345, 5)P. 12～13

また、中央建設業審議会も、今回の改正については、あくまでも暫定的なものであるとした上で、①業種による特性を考慮して別個の基準の審査を検討すべき。②工事種類別年間完工高の審査対象を建設物としてまとめた工事あるいは分離発注分の工事とし、職別工事は除くこととする。③総合数値を求める算式は完工高と経営規模、経営比率を一本化しているが、これらは区分して算定すべきであり、下限開放には問題がある。④建設業の特性を踏まえた経営状況の評価方法が必要。⑤兼業と専業を同一評価するのは問題。⑥主観的事項の取り扱いが恣意的なので、何らかの運用指針を検討すべき。⑦経審は現状を評価するものとなっているが、これに政策的・指導的要素を加味することはできないか——など多くの問題点を指摘、抜本的な見直しを将来に求める異例の勧告となった。これら中央建設業審議会の指摘は、その後の改正で徐々に組み込まれていくことになる。 3)P. 345～346

この頃の入札契約方式の運用は、行政管理庁の 1979（昭和 54）年調査によると、件数で 92.5%（金額で 89.3%）が指名競争入札、6.4%（同 10.3%）が随意契約、1.1%（同 0.4%）が一般競争入札によって契約されていた（物品調達で予定価格が 300 万円、物品製造・工事で 500 万円を超えるものが対象）。 3)P. 398～399

建設業法は、1987（昭和 62）年にも改正され、経営事項審査制度の整備が行われた。書面による申請、添付書類、報告又は資料の提出に関する規定の整備や経営状況分析に関する指定機関制度の導入を行うものであった。 2)P. 13～14, 3)P. 468～469, 5)P. 13～15

(3) 入札・契約制度の改革と総合評価方式の導入

1993（平成 5）年から 1994（平成 6）年にかけてのいわゆるゼネコン汚職の問題では、中央政界や地方政界に多額の賄賂が送られている実態が判明し、建設大臣、宮城県知事、茨城県知事、仙台市長が相次

いで逮捕される事態に発展し、公共事業における一大スキャンダルとなった。指名競争入札方式が談合の温床になっているとされ、折しも米国からの建設市場開放の圧力が高まったこともあり、指名競争入札方式を一般競争入札方式に転換するようとの圧力が高まった。 3)P. 565

1993（平成 5）年 8 月に中央建設業審議会に「公共工事に関する特別委員会」が設置され、公共工事の入札・契約制度の改革を検討した。12 月に中央建設業審議会は、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」との建議をとりまとめ、

- ① 大型工事に「一般競争入札」を導入
- ② 中小工事には「公募型指名競争入札」の導入等
- ③ 入札監視委員会の設置
- ④ 工事完成保証人制度の廃止と履行ボンドを含む新たな履行保証体系への移行

などの提言を行った。また、国際的な建設市場の開放を背景として、大規模工事について世界の主要国を中心に政府調達のルールが定められつつあったことから、政府は、1994（平成 6）年 1 月に「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を閣議了解し、わが国の公共事業に関し、国際的にも通用する手続きの整備を行った。建設省直轄工事においては、1994（平成 6）年度より大規模な工事（当時は一般には 7 億 5000 万円以上の工事）について一般競争入札方式を本格的に採用するなど、1900（明治 33）年の指名競争入札の導入以来の大改革が行われた。1996（平成 8）年 1 月には WTO の新たな「政府調達に関する協定」が発効し、国、政府関係機関、都道府県・政令指定都市は次の基準額以上の工事については、一般競争入札方式を導入することとなった。 3)P. 565～567

基 準 額	
中央政府	450 万 SDR（ 7.5 億円）
政府関係機関	1,500 万 SDR（ 25 億円）
都道府県・政令指定市	1,500 万 SDR（ 25 億円）

注）（ ）内は 1994・1995（平成 6・7）年度邦貨換算額

一般競争入札方式では、施工能力に問題のある業者の参入を防ぎにくいので、問題のない大手ゼネコ

表－3 建設業許可、等級制等の変遷

	建設業法による	国土交通省による
1949 年 (昭和 24)	登録制度	
1954 年 (昭和 29)		等級制導入
1961 年 (昭和 36)	経営に関する客観的事項の審査が制度化	
1972 年 (昭和 47)	業種別許可制度へ移行	
1987 年 (昭和 62)	経営事項審査制度の整備	
1994 年 (平成 6)	経営事項審査制度の改善	大型工事へ一般競争導入
1999 年 (平成 11)		等級数の削減等の等級制見直し
2005 年 (平成 17)		総合評価を用いる一般競争へ転換
2009 年 (平成 21)		都府県の実績加算等の等級制見直し

競争参加資格として従来の等級区分を引き続き活用した。

一方、WTO 政府調達協定対象工事において参加資格要件である客観点数を引き下げたり、WTO 政府調達協定基準額に満たない工事について、規模が大きくても難易度の低い工事に食い上がり（逆に規模が小さくても難易度の高い工事に食い下がり）を認めるなど等級制の運用を弾力化することにより、施工能力を有している企業の入札参加機会の拡大を進めてきている。

国土交通省における総合評価方式の適用率は年々増加し、2007（平成 19）年度にほぼ 100%（件数ベース 97.1%、金額ベース 99.3%）に達した。⁷⁾

地方公共団体については、2008（平成 20）年 11 月に国土交通省が行ったアンケート調査によれば、回答のあった都道府県・政令指定都市では、総合評価方式を導入済みだが、その他の市町村では、約 6 割

の市町村が総合評価をまだ導入していないという状況である。⁷⁾

建設業許可制度、等級制度等の企業評価の変遷を表－3に示す。

3. 企業評価の現状

(1) 建設業許可と経営事項審査

建設業法第 3 条において、建設業の許可は 28 業種の区分別に受けなければならないとされている。これは、28 種の一式工事又は専門工事により施工されている実情に鑑み、それぞれの工事の種類に対応する工事業を定めて、工事業ごとに許可を受けることが、施工能力を確保するために必要と考えたからである。この業種区分は、技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、1971（昭和 46）年に設定されたものである。

なお、業種許可制をとることによって、専門工事業者の地位の安定確立を図ることができ、専門工事業者の専門化の一層の促進、その施工技術の向上により建設業の合理化が進められることになると思われる。現在、各業種区分にほぼ対応する形で業団体が構成されている。

経営事項審査制度は、現在は、大きく 5 つの項目のうち、X1 が完成工事高、X2 が利益額及び自己資本額、Y が経営状況、Z が技術職員数、資格等の技術力、W がその他社会性を表す。経営事項審査は、企業の経営力の評価に主眼をおいているが、技術者数等も評価の対象とすることによって企業の技術力についてもある程度の評価をしている。

(2) 発注者による競争参加資格審査

国土交通省における競争参加資格審査においては、建設業許可の種類ごとの経営事項審査結果の数値を国土交通省の工事種別に対応させて経営事項評価点数を算定し、工事種別ごとに、客観的事項について算定した経営事項評価点数と主観的事項について算定した技術評価点数を加えて総合点数を算定している。この総合点数により、上位から A, B, C 等の格付けを行っている。建設業許可の業種分類と国土交通省の希望工事種別の一部との対応を表－4に示す。

国土交通省（港湾空港関係を除く）の場合、工事種別は、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、造園工事、建築工事、電気設備工事、

表－4 建設業許可の種類と国土交通省希望工事種別の対応表(一般土木・アスファルト・鋼橋上部)

	一般土木	アスファルト	鋼橋上部
土木一式	○		
建築一式			
大工			
左官			
とび・土・コンクリート	○		○
石	○		
屋根			
電気			
管			
タイル・れんが・ブロック	○		
鋼構造物 (うち鋼橋上部)			○*
鉄筋			
ほ装		○	
しゅんせつ			
板金			
ガラス			
塗装			
防水			
内装仕上			
機械器具設置			
熱絶縁			
電気通信			
造園			
さく井			
建具			
水道施設	○		
消防施設			
清掃施設			

*：経営事項審査結果の「鋼構造物」の内訳で計上されている「鋼橋上部」の完工高は、国土交通省希望工事種別の「鋼橋上部」の完工高にのみ計上される。

出典) 国土交通省資料

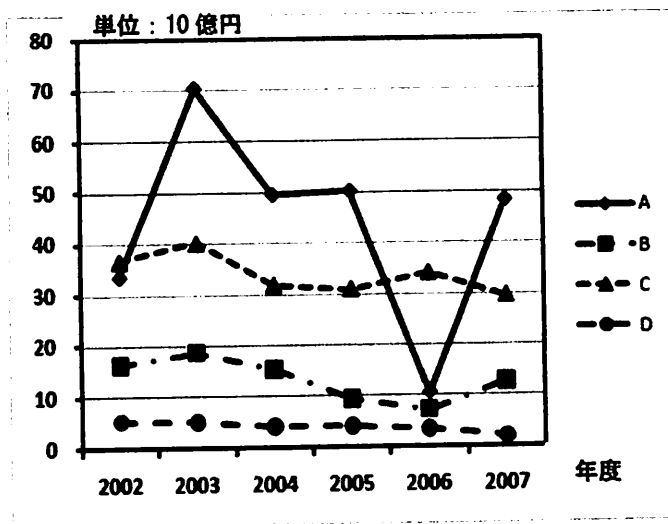
河川しゅんせつ工事等の 21 工種である。

1954 (昭和 29) 年以降建設省に導入された等級区分は修正を経ながら現在まで引き継がれている。現在の工種別の等級区分を表－5に示す。

表－5 国土交通省直轄工事の平成 21・22 年度競争参加資格における等級区分(港湾空港関係を除く)

工事種別	等級	金額
一般土木工事	A	7.2 億円以上
	B	3 億円以上 7.2 億円未満
	C	6 千万円以上 3 億円未満
	D	6 千万円未満
アスファルト舗装工事	A	1.2 億円以上
	B	5 千万円以上 1.2 億円未満
	C	5 千万円未満
鋼橋上部工事	A	5 千万円以上
	B	5 千万円未満
造園工事	A	2,500 万円以上
	B	2,500 万円未満
建築工事	A	7.2 億円以上
	B	3 億円以上 7.2 億円未満
	C	6 千万円以上 3 億円未満
	D	6 千万円未満
木造建築工事	なし	
電気設備工事	A	2 億円以上
	B	5 千万円以上 2 億円未満
	C	5 千万円未満
暖冷房衛生設備工事	A	2 億円以上
	B	5 千万円以上 2 億円未満
	C	5 千万円未満
セメントコンクリート舗装工事	なし	
プレストレストコンクリート工事	なし	
法面処理工事	なし	
塗装工事	なし	
維持修繕工事	なし	
しゅんせつ	なし	
グラウト	なし	
杭打	なし	
さく井	なし	
プレハブ建築	なし	
機械設備工事	なし	
通信設備	なし	
受変電設備	なし	

単位：1



出典) 近畿地方整備局調べ

図-1 近畿地方整備局 一般土木工事
等級別契約金額の推移

近畿地方整備局における 2002 (平成 14) 年度以降の一般土木工事についての工事等級別の契約金額の推移を図-1に示す。年度により変動が大きいので、上位等級の企業が必ずしも有利とは限らないと言える。

2009・2010 (平成 21・22) 年度資格審査にあたっては、①従来の直轄の工事成績 (4 年分) に加え、都府県 (沖縄県を除く) の工事成績 (2 年分) を加算することとした。②工事金額を対数化することにより、工事成績をより重視した技術評価点数にした。③技術評価点数が 0 点の企業は、等級区分のある工事種別において最下位等級 (一般土木であれば D 等級) とした。この結果、前回審査で最低等級ではなかったが今回審査で技術評価点数が 0 点となる会社が資格審査を希望する会社全体の約 5%にのぼり、パブリックコメントにおいても、等級を維持するための無理な入札が増加する等の問題点が指摘された。このため、現下の厳しい経済情勢も勘案し、急激な等級の変更は企業経営への影響が大きいものと考え、経過措置がとられた。すなわち、今回審査で等級が前回と異なる結果となる場合には、希望により従前の等級にとどまることができることに加え、技術評価点数が 0 点であっても同様に従前の等級にとどまることができることとした。

上記の経過措置により、各工種において、上位等級になれるが前回等級を希望した企業や下位等級と

表-6 近畿地方整備局 一般土木工事等級別企業数

等級	H19・20 企業数	H21・22 企業数
A	37	33
B	83	112 (11)
C	878	1,104 (16)
D	3,934	5,529 (83)

注 1: () 内書は、上位等級になれるが経過措置により前回等級を希望した又は下位等級になるが経過措置を希望しなかった企業の数

注 2: 経過措置確認は 2009 年 4 月 3 日締切分

出典) 近畿地方整備局調べ

なるが経過措置を希望しなかった企業が多く発生した。近畿地方整備局の事例を表-6に示す。

4. 企業評価の改善策

(1) 企業評価の改善の考え方

競争参加資格の審査に用いる企業評価においては、大きく分けて、

- ① 工事履行のために必要な資金調達力を有しているか、長期的な経営上の安定性を有するかといった観点からの企業の経営力
- ② 資材や専門工事業者を確保する能力を含めて良質な工事を安全・確実に履行する能力を有するか、能力・経験の十分な技術者を有するかといった観点からの企業の技術力

を評価することが重要である。これらに加えて、維持管理等において不具合が生じた際の対応や災害時の復旧活動への貢献などが期待されることがある。

8) P. 297

現在の企業評価の仕組みは、公共工事の大部分が指名競争方式により発注されていた時代に構築されたものであり、指名競争から総合評価を適用した一般競争に転換している昨今の状況では見直すべき点が少なくない。

また、従来は公共工事の発注者が建設業者の施工実績等のデータを十分に保有していなかったが、工事实績情報システム (CORINS) の普及等により公共工事発注者が企業の技術力の評価を行える体制が整ってきた現状では、企業の工事履行能力の審査が容易になってきた。この点からも、企業評価方式を見直す環境が整ってきていると言える。

指名競争入札方式を適用する場合に、対象工事の規模に適合する等級の業者の中から本支店の所在等を勘案して、指名業者を選定していた。しかし、企業の経営状況や技術力を十分評価可能で、総合評価を適用する一般競争方式による場合は、必ずしも従来の格付けによって入札参加企業を制限する必要性はあまりなくなってきた。

総合評価を用いる一般競争では、入札参加者から工事ごとの競争参加資格確認で工事履行に十分な経営力と技術力を備えてない者がきっちりと排除されるのであれば、従来の格付けを厳格に運用する必要はないといえる。しかし、地域振興の観点や地域の防災力維持の観点から地元企業の保護・育成を考える場合は、格付けの運用によって工事規模による企業規模の割り当てをある程度考慮することが必要と思われる。

公共工事の施工能力を確保する観点からは、工事ごとの技術審査の充実や総合評価方式の適切な運用を進める必要があると考えられる。当面は、急激な企業評価方式の変更による弊害が生じないように、段階的に改善策を講じることが必要である。

(2) 建設業許可制度と経営事項審査

建設業許可制度は、建設業者が市場に参入するための第一条件ではあるが、それ以前に民間工事を含めた建設市場への参入の第一関門である。公共工事の発注者については経営事項審査制度を活用できるが、民間工事への参入の法的規制はこの建設業許可制度のみである。

建設工事の需要側が十分な企業評価能力を有して、個々の工事ごとに企業を適切に評価することができれば必ずしも重要な仕組みとはいえないが、一般の消費者を対象にマイホームを建築するのも建設業者であり、十分な能力を有しない公共工事発注機関もある。建設業許可は、不良不適格な業者を市場から排除する最小限の仕組みとして機能することが求められる。

建設市場において自由な競争を促進する観点から、市場への参入の障壁を極力小さくしつつ、無能力または不良な業者を排除するよう、業種区分を適宜見直すとともに、建設業許可の段階で、審査すべき事項、許可の要件、許可を取り消す際の要件等を諸外国の例も参考にしつつ、原点に立ち返って検討す

る必要がある。

経営事項審査制度は、公共工事の適正な施工と建設業者の能力に応じた受注を確保するために客観的な事項を評価する仕組みとされ、完成させた工事高や企業規模、経営状況、さらには技術職員数などを総合して1つの数字に表しているものである。本来は、企業の経営力と技術力は独立して評価すべきものであるが、公共工事発注者が十分な企業評価能力を有しない場合があることから、客観的事項として便宜上1つの物差しとしたものといえる。

企業の工事实績等のデータベースの整備が進んでいるので、今後さらにすべての公共工事発注者がデータベースを活用できるようになれば、企業の技術力については各発注者が審査することとし、経営事項審査制度は、企業の経営力のみを対象とし、企業の財務面での工事履行能力と経営上の安定性を評価するのが適当と考えられる。

(3) 発注者による競争参加資格審査

競争参加資格審査における等級区分は、各発注者が建設業者の経営状況や施工能力に関する客観的事項及び主観的事項について審査した結果に基づき、工事の規模に対応するA、B、C等の等級に区分して登録し、指名競争の場合に、原則として発注する工事の規模に対応する等級の業者の中から指名するための仕組みである。このうち、客観的事項の審査については、許可行政庁が全国統一の基準に基づいて審査する制度として経営事項審査が実施され、これが各発注者において活用されている。

こうした仕組みは、競争入札において、公共工事の施工能力を確保することに加え、ダンピング等による大手建設業者の市場独占を未然防止することで公共工事の適正な配分を図り、大手建設業者のみに偏重することなく、中小建設業者を保護育成するメリットがあるといわれている。しかし、経営事項評価点数と技術評価点数という異なる性格の数字を合計したものが重要な意味を持つとは考えにくい。

また、現行の発注標準では、工事の金額によって競争参加資格を有する等級を定めており、工事の難易度を十分に反映していない。

さらに、工事種別の中でも「一般土木」などは範囲が広いため、「一般土木」の中で特定分野の工事が得意な企業は入札参加機会を得にくい場合がある。

そのうえ、現在の等級格付けは発注機関ごとに行っているため、ある企業が発注機関によって異なる格付けがなされることがあり、十分な工事施工能力を有する企業であっても入札に参加できない場合がある。

表-7 等級制度の長短

長所	短所
過当競争を防止しやすい	競争を制限しやすい
履行可能な業者を選定しやすい	履行可能な業者が必ずしも参加できない
企業にとって経営戦略を立てやすく経営を安定させやすい	企業規模が固定化しやすい
地元業者を保護しやすい	新規参入が困難

等級制度には表-7に示すような長短があり、これまでは超大手、大手、地元大手、中小中堅業者といった各層別の企業を育成するのに有効であったといえる。しかし、公共工事の市場規模の拡大が望めずむしろ縮小する時代においては、健全な競争性を高めることによって、技術と経営に優れた企業が生き残れる仕組みづくりという観点から見直すことが必要となる。

今後は、現在の等級格付け制度の短所を段階的に解消するような改善策を講じることが求められる。その際、急激な競争環境の変更により大手企業の寡占によって地元企業が衰退して地域経済が疲弊したり、災害時における地域の防災体制が維持できなくなったり、工事の品質が低下するなどの弊害が生じないよう留意する必要がある。当面の改善にあたっては、以下の事項を考慮する必要があると考えられる。

- ① 等級格付けは、地方整備局等の地域ブロック単位で統一化をめざすこととし、地方整備局、都道府県、市町村等の発注者ごとに、競争性を増進する観点から等級区分は最小限とする。
- ② 格付けの工種分類（国土交通省では21工種）は、競争性を増進する観点から必要最

小限とする。

- ③ 履行可能な企業が競争に極力参加し得るよう各工事の発注にあたって、等級制の運用を極力弾力化する。
- ④ 等級制の運用は、地域振興や災害対応等のために地元企業数をある程度維持するよう配慮する。
- ⑤ 地域ブロック単位で細分類の工種別の企業評価を行うことにより、対象工事の履行能力を十分に有する企業がより規模の大きい工事へ参加しやすくする。

5. おわりに

本研究においては、これまでの企業評価の変遷を踏まえて、今後の改善すべき方向性を論じた。今後、変遷についてさらに掘り下げて分析するほか、民間企業の調達方式を分析したり、諸外国の例を調査するなどにより、企業評価改善の方向性についてより議論を深めたい。

謝辞：本研究にあたっては、東京大学小澤一雅教授のご指導を得たほか、国土交通省近畿地方整備局及び（財）国土技術研究センターの皆様にも多大なご協力を頂いた。ここに感謝の意を表する。

【参考文献】

- 1) 社団法人日本土木工業協会：日本土木建設業史・戦前編，1981年4月15日
- 2) 建設業法研究会：建設業法解説改訂10版、大成出版社，2005年6月30日
- 3) 社団法人日本土木工業協会：日本土木建設業史Ⅱ，2000年3月31日
- 4) 津田靖志ほか：建設業団体史，建設人社，1997年春
- 5) 建設業法研究会：新訂3版建設業経営事項審査基準の解説，大成出版社，2006年11月25日
- 6) 武田晴人：談合の経済学，集英社，1994年7月25日
- 7) 国土交通省：公共工事における総合評価方式活用検討委員会（第14回）資料，2008年12月22日
- 8) 木下誠也ほか：公共工事の入札契約制度の変遷

Study on the history of the construction firm valuation system for public works and its future direction

**By Seiya KINOSHITA, Naoyoshi SATO, Naoya MATSUMOTO,
Yoshinori ASHIDA, Michihiko SAWADA**

The construction firm valuation process in the public works tendering system begins with construction business licensure and business evaluation for public works, going through biennial preliminary firm rating by each project owner up to project-by-project prequalification and point rating for comprehensive evaluation. It is considered that each valuation approach has its historical and social background, and was gradually added to the process and individually modified in a repetitive manner, producing the present whole process as a result.

The tendering system has changed from selective bidding to cost and quality based open bidding, and now much needs to be improved in the construction firm valuation process. It is essential to analyze the historic transition and historical background of each valuation approach to discuss the future of the tendering system, and thus we should seek to develop a whole system matching future social demands.

This study first traces the history of the construction firm valuation system and then analyze current problems and suggests its future direction focusing on procedures ranging from construction business licensure to biennial preliminary firm rating by each project owner.

Key Words: bidding and contracting system, firm valuation, construction business license, firm rating